

第497回（定例）福崎町議会会議録

令和3年6月4日（金）
午前9時30分開 会

○令和3年6月4日、第497回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 岩木秀人 主 査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	野邊正彦	会計管理者	小幡伸一
総務課長	尾崎俊也	企画財政課長	吉田利彦
税務課長	三木雅人	地域振興課長	成田邦造
住民生活課長	大塚久典	健康福祉課長	谷岡周和
農林振興課長	松岡伸泰	まちづくり課長	山下勝功
上下水道課長	橋本繁樹	学校教育課長	大塚謙一
社会教育課長	松田清彦		

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 報告第 1号 令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和3年度事業計画について
第 5 報告第 2号 令和2年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
第 6 報告第 3号 令和2年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
第 7 報告第 4号 令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について
第 8 議案第34号 監査委員の選任について
第 9 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について
第10 議案第36号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

- 第 1 1 議案第 3 7 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 2 発議第 1 号 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 1 号 令和 2 年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和 3 年度事業計画について
- 第 5 報告第 2 号 令和 2 年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第 3 号 令和 2 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 4 号 令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第 3 4 号 監査委員の選任について
- 第 9 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 3 6 号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 3 7 号 令和 3 年度福崎町一般会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 2 発議第 1 号 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について

開会及び開議

議長 皆さん、おはようございます。

第 4 9 7 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

山々の緑も濃くなり、早苗田の美しい季節となってまいりました。議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が兵庫県に発出されており、引き続き感染防止対策を行う中での本定例会の開催となります。会議中、発言時を含めてマスクの着用をお願いします。なお、演壇、質問席及び議長席については、マウスシールド等の着用を可といたします。換気のため、傍聴席入り口のドアを開けて進めさせていただきます。手指消毒液を議場ロビーに配置しておりますのでご利用ください。議場に入場される方は検温を実施しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。感染症の予防及び拡大防止に配慮して運営してまいりたいと思いますので、議員、理事者及び傍聴の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出されます案件は、報告第 1 号から議案第 3 7 号までの報告 4 件、議案 4 件及び発議第 1 号の計 9 件であります。いずれも重要な案件でありますので、慎重に審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 1 4 名でございます。定足数に達しております。よって、第 4 9 7 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから、第497回福崎町議会定例会を開会いたします。
これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名をいたします。
1番、三輪一朝議員
7番、富田昭市議員
以上の両議員をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る5月28日に議会運営委員会を開いて検討をお願いしましたところ、既に皆様のお手元に配付しております日程表案のとおり、本日から6月18日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月18日までの15日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
5月1日の第496回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告をさせます。

事 務 局 議会活動報告をいたします。

報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。

5月18日、姫路市役所において、西播磨市町長会、西播磨市町議長会、播磨地方拠点都市推進協議会、播磨地方拠点都市地域市町議会協議会合同の令和4年度予算編成に対する国会議員要望会が行われ、議長が出席いたしました。

そのほかの議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。

以上です。

議 長 以上で、議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書、定期監査結果報告書が議長宛てに提出されており、その写しを配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。これより、報告第1号、令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和3年度事業計画についてから、議案第37号、令和3年度福崎町一般会計補正予算(第2号)についてまでの8件について、町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆さん、おはようございます。
第497回福崎町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年の梅雨入りは5月16日と例年に比べ、ことのほか早く、もち麦の収穫時期と重なったことを心配していましたが、梅雨の晴れ間を縫って刈取りも進んでいます。また、田植えも町内のあちらこちらで始まっています。農家の皆様は、忙しい中にも秋の収穫を楽しみに、農作業に従事されているのではないかと思います。

今議会は、町議会議員選挙後、初めての定例会です。議員の皆様は、有権者の皆様に公約を訴え、信任を得て、見事に当選されました。新たな決意をもって公務に臨んでおられることと存じます。行政と議会は、よく車の両輪に例えられます。役割はそれぞれ異なりますが、町民の福祉の向上を図るという目的は同じです。総合計画の将来像、「活力にあふれ 風格のある 住みよいまち」づくりに向け、一緒に頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、現在、最優先で取り組んでいる事業は、新型コロナウイルスワクチン接種事業です。65歳以上の高齢者を対象に、集団接種はエルデホールと保健センターで、また、個別接種は町内9つの診療所において鋭意進めています。7月末完了を目指して、医師会の先生方にもご理解とご協力をいただいています。国からのワクチン供給にもめどがつかまりましたので、昨日の発送をもって、希望される全ての高齢者への予約票の送付が完了いたしました。

高齢者のワクチン接種が終わると、次は基礎疾患を有する人、高齢者施設等の従事者、60～64歳の人などへの接種となります。対象者も多くなりますので、どのような方法で予約をしていただくのがよいのか検討しています。決まり次第、順次、広報ふくさきやホームページなどにより周知をいたします。

なお、ワクチン接種に関しては、神崎郡医師会の先生方に大変お世話になっております。通常診療に加えて、ワクチン接種にご協力をいただいていることに対し、この場をお借りいたしまして心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、この機会に改めて私が考えている町の重点事業について触れさせていただきたいと思っております。

1点目は、福崎駅周辺整備事業です。駅前広場などの整備は完了しましたが、駅へのアクセス道路の拡充が必要であると考えています。現在、都市計画道路福崎駅田原線の見直しを進めており、年内の都市計画の変更を目指しています。加えて、今年度は社会資本整備総合交付金事業の採択を受けることができましたので、町道千束新町線を含めて、調査・設計、用地買収に着手します。また、県道甘地福崎線については、福崎高校前の湯口踏切から北への道路改良事業について、兵庫県と協力して取り組んでまいります。

2点目は、安全安心のまちづくりです。幸いにも、昨年、一昨年と福崎町では大きな水害は起こりませんでした。全国を見渡すと大きな災害が多数発生しています。気候変動により集中豪雨がよく起こるようになりました。また、台風の大規模化も顕著です。福崎町でも、いつ大きな災害が発生するか分かりません。このような状況に対応するためには、2つの取組が重要であると考えています。1つ目は、雨水幹線工事を計画的に進めていくことです。今年度も川すそ雨水幹線工事、直谷第2雨水幹線工事について、要望額どおり交付金事業採択されていますので、しっかりと対応していきます。もう1つは、県河川・町河川の堆積土砂の撤去です。市川については河川整備計画がありますが、改修は下流からとのことで、残念ながら福崎町は、現在、改修区間には入っていません。だからといって災害は待ってくれません。暫定的な措置として、特に市川本川について、堆積土砂の撤去の要望をしているところです。七種川については、昨年度までに市川合流地点からJR播但線橋梁までの区間、約1.3キロメートルについて、土砂

撤去をしていただきましたが、引き続き上流側の土砂撤去を要望してまいります。町河川についても、緊急性の高い西谷川、大内川、直谷川の3河川について土砂撤去を実施いたします。

3点目は、教育と子育て支援です。学校施設については、長寿命化計画を策定し、計画的に改修工事を進めていますが、子どもたちに直接影響する学校生活環境を守る改修を先に進めてほしいという声も多く寄せられています。そのため、来年度から長寿命化工事に先立ち、小学校・中学校のトイレ改修を行い、続いて特別教室への空調設備の導入を進めていきたいと考えています。

GIGAスクール事業では、1人1台タブレットを全ての小中学校に配備しました。学習支援ソフトも導入しましたので、コロナ対応としてだけでなく、子どもたちの理解度に応じた学習に役立てられるのではないかと期待をしています。

子育て支援については、昨年引き続き、福崎浄化センター修景施設の改修を進め、遊具を設置します。また、新型コロナウイルス禍の中、出産の不安を少しでも和らげるために、急な破水や陣痛時に妊婦を病院へ搬送するための妊婦タクシー事業を開始し、利用料を1人1万円まで助成します。これは、町民だけでなく、里帰り出産の方にも同様に助成をいたします。

4点目は、少子高齢・人口減少問題です。本町においても、人口減少が始まっているという実感があります。令和2年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をしっかりと進めます。ただ、日本の人口が減少している中で、本町だけが人口を維持していくことは至難の業です。日本は子育てにかかる予算では、先進国の中ではGDP比で最も少ない国の一つとなっています。政府支出額のGDP比と出生率には正の相関関係が見られますので、福崎町としても努力していくことはもちろんですが、国を挙げて子育て支援費の拡充を図る必要があると思っています。

5点目は、文珠荘の指定管理についてです。昨年度の募集では応募がなかったため、4月以降は休館しています。お風呂に入ったり、料理を楽しみにしていた町民の皆様にはご不便をおかけし、申し訳なく思っています。このたび、公募の準備が整いましたので、再募集をします。候補者が決定すれば、9月議会で指定管理者の指定について議決をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

町が抱える重点事業について、私の思いや計画を述べましたが、これらの事業以外にも大切な事業はたくさんあります。それらは、平成31年3月に策定した第5次総合計画後期基本計画の中に盛り込んでいます。また、先ほど触れましたまち・ひと・しごと創生総合戦略や、そのほかにも議会の議決をいただいた重要な計画の中にも盛り込んでいます。これらが着実に、また、計画的に実行できるように最善の努力をいたします。また、議員の皆さんが、このたびの選挙で聞かれた町民の声を町政に反映すべく議論を重ね、元気で住みよい町を一緒につくっていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次は、各課からの事業報告です。

総務課です。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、合わせて3度の緊急事態宣言が発出される中、昨年2月から現在に至るまで24回の対策本部会議を重ね、町の行事や施設の運営方針、職員の勤務態勢など、福崎町の対処方針を協議してきました。本年4月25日に発せられた3度目の緊急事態宣言は、2度の期間延長を経て、現在も発出されたままとなっています。ワクチン接種が始まったとはいえ、今後も予断を許さない状況が続いています。

福崎町は、今年、町制施行65周年を迎えるに当たり、5月3日に記念式典を予定していましたが、緊急事態宣言が発出されたことを受け、当分の間、延期しました。

4月25日に町議会議員選挙を執行しました。コロナ禍での選挙であり、投開票に当たっては感染症対策を万全に整えて実施しました。投票率は60.70%でした。

また、兵庫県知事選挙が7月1日告示で、投開票は7月18日で執行されます。選挙人名簿の定時登録者数は、6月1日の基準日現在、男7,418人、女8,070人、計1万5,488人となり、4月の選挙時登録より30人の増となっています。

企画財政課です。

第5次総合計画後期基本計画、第5次行政改革実施計画の評価検証を行うとともに、後期基本計画、第6次行政改革大綱実施計画を推進していきます。

出納室です。

5月末日で令和2年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調整を行っています。今後、監査委員の監査に付して、9月定例会に決算認定を提出します。税務課です。

令和3年度の納税通知書等は、5月11日に軽自動車税を、5月13日に住民税特別徴収を、5月14日に固定資産税を発送しました。

また、町県民税普通徴収は6月16日に、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料は7月16日に発送すべく準備を進めています。

出納閉鎖に向け、電話催告を実施、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストを基に合同徴収対象者リストを作成し、今後、計画的に合同徴収を行います。

地域振興課です。

自立(律)のまちづくり交付金事業は、町民の皆さんに最も身近な自治会組織としての活動を支援させていただくものです。本年度も昨年度と同様、各集落で取り組める感染予防対策として、マスクや消毒液などの消耗品の購入も交付金の対象としています。

新型コロナウイルス感染症により、町内の落ち込んだ消費喚起と事業者への売上応援のため、額面総額1億2,000万円、20%プレミアム付なっ得商品券事業を実施します。利用期間は7月15日から令和4年1月14日までです。また、売上が減少した飲食店等を経営している中小事業者を対象に飲食店等持続応援金の受付を6月30日まで実施しています。

観光振興では、駅前・辻川観光交流センターにつきましては、指定管理者株式会社PAGEと連携し、にぎわいづくりを心がけた運営に努めます。

駐車場が不足している辻川界限につきましては、文化観光施設を散策される来訪者やもちむぎのやかたの利用者の利便性向上のため、拠点となる駐車場の整備を進めます。

住民生活課です。

福崎町消防団では、4月4日に入退団式及び幹部・新入団員教養訓練を実施しました。

福崎町消防操法大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止しました。

春の全国交通安全運動は、4月6日から15日の間実施し、キャンペーン・街頭指導を行いました。

健康福祉課です。

6月2日から7月18日まで、土・日を含み11日間、特定・基本健康診査、がん検診を実施します。周知を図るため、各世帯に意向調査を兼ねた健診申込書を郵送し、受診率の向上に努めます。一人でも多くの方に受診していただき、重症化を予防して、住民の健康を守ります。

文珠荘は、営業再開に向けて7月5日から再募集を行います。また、営業再開日までの日程の説明と再開に向けての町民の意見をお聞きするための説明会を6月19日に開催します。

農林振興課です。

令和3年度産米の作付面積については、農会長さんや農家の皆様のご理解とご協力により、前年度比4ヘクタール減の326ヘクタールの作付見込みとなりました。

令和3年度産もち麦の収穫量は、ほぼ例年並みの見込みです。

高岡福田地区県営ほ場整備事業については、早期の完成を目指し、引き続き工事を進めます。

ため池の耐震対策を推進する高岡地区の三谷池県営ため池整備事業については、令和4年度完成に向け、工事が進められています。

まちづくり課です。

福崎駅へのアクセス強化などを目的とした都市計画道路福崎駅田原線の道路計画の見直しについては、6月18日と20日に住民説明会を行うなど、取組を進めます。

舗装の経年劣化などに対応するため、舗装長寿命化修繕計画に基づき、町道中島八幡線などにおいて、舗装修繕工事を実施します。

また、橋梁の老朽化対策のため、橋梁長寿命化修繕計画に基づく定期点検の実施や補修工事の進捗を図ります。

上下水道課です。

水道事業、工業用水道事業、下水道事業、工業団地造成事業の4会計について、決算を取りまとめました。今後、監査委員の監査に付して、9月定例会に決算認定を提出します。

下水道事業汚水整備では、昨年度に引き続き、福崎浄化センター膜カートリッジ更新工事に着手しました。また、西部工業団地内の一部、汚水管未整備区間の設計に取り組んでいます。

雨水整備では、南田原地区の川すそ雨水幹線工事、並びに福田地区の直谷第2雨水幹線工事に鋭意取り組んでいます。

工業団地造成事業は、昨年度に着手しました東部工業団地の造成工事を継続して進めています。工事は間もなく完了する予定で、本年度は用地売却を行う予定です。

学校教育課です。

保護者から改善要望が寄せられていました町内小中学校のトイレ洋式化工事の実施設計業務に着手し、令和4年度からの工事実施に向けて準備を進めます。

また、緊急休業に備えてGIGAスクール事業で購入した端末を持ち帰り、自宅学習が可能になるように取り組みます。

社会教育課です。

緊急事態宣言が6月20日まで延長されていますが、社会教育施設や社会体育施設では、兵庫県の対処方針に沿って感染防止対策を講じた上で開館しています。

一方、行事・イベント等では、子ども会の球技大会は中止しましたが、第42

回山桃忌は、民俗芸能の披露を8月1日に、講演会とシンポジウムは収録した動画をインターネット上で8月中旬から配信し、「民俗学のふるさと 福崎」を全国に向けて発信していきます。

さて、今議会に提出した議案は、報告4件、議案4件の計8件です。

報告第1号、令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和3年度事業計画については、県内の12町で構成する兵庫県町土地開発公社の令和2年度事業などについて報告するものです。

報告第2号、令和2年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告については、総務費ほかに係る12事業、4億2,944万円を翌年度へ繰り越したので、繰越計算書を報告するものです。

報告第3号、令和2年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、建設改良費にかかる下水道事業、3億2,950万円を翌年度へ繰り越したので、繰越計算書を報告するものです。

報告第4号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告については、東部工業団地造成事業費に係る工業団地造成事業費、3億9,694万6,000円を翌年度へ繰り越したので、繰越計算書を報告するものです。

議案第34号、監査委員の選任については、現委員の鳥岡照義氏の任期が令和3年6月30日に満了するため、さらに同氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第35号、中播公平委員会委員の選任については、現委員の松下洋一氏の任期が令和3年6月30日に満了するため、新たに尾花哲也氏を選任することについて、議会の同意を求めるものです。

議案第36号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例については、寡婦（寡夫）控除のみなし適用に係る規定の削除や、低所得者判定基準所得金額の改正等をするものです。

議案第37号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第2号）については、既定の総額に歳入歳出それぞれ4,630万円を追加し、歳入歳出総額を83億1,970万円とするもので、歳出の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務費と給付金2,070万円、学校施設社会開放事業の夜間照明設備改修工事費2,200万円などです。

以上、報告が4件、議案は人事案件が2件、条例改正が1件、補正予算が1件の全4件、合計8件となっています。

詳細説明は、副町長ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります、関連する議案は複数で説明を求める場合がございますので、あらかじめご承知ください。

日程第 4 報告第1号 令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和3年度事業計画について

日程第 5 報告第2号 令和2年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第1号、令和2年度兵庫県町土地開発公社事業報告及び令和3

年度事業計画について、及び、日程第5、報告第2号、令和2年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 報告第1号について、ご説明申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は、県下の12町が出資しております地方自治法第221条第3項に該当する法人であります。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告等をさせていただくものであります。

それでは、冊子報告書の1ページ、2ページをお開き願います。

まず、令和2年度における事業概要であります。設立団体からの委託により、公有地取得事業における新たな土地の取得は2ページの上段の表となりますが、土地の取得はございませんでした。下段の表、土地の処分についてもございませんでした。

借入金の土地現在額はなく、全ての土地の処分が完了しております。

3ページをお開きください。財務の状況を説明させていただきます。

まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出における収入は、1款、事業収益はございませんでした。2款、事業外収益は、1項、受取利息、1節、基本財産利息は、12町からの出資金1,800万円の利息で1,078円。2節、預金利息は、それ以外の預金利息で684円の合計1,762円でありまして、収益的収入合計は1,762円であります。

4ページになります。

支出であります。金融機関への償還等に係る1款、事業原価はございませんでした。2款、販売費及び一般管理費は、1節、旅費から6節、負担金補助及び交付金の合計12万50円で、収益的支出合計は12万50円となりました。この結果、当期純利益はマイナス11万8,288円と4年続けての赤字となっております。

5ページに移りまして、資本的収入及び支出についてですが、土地の取得及び処分がなかったため、収入、支出ともございません。

6ページの借入金の概要ですが、期末残高はございません。

次に、監査の実施状況であります。令和元年度の決算監査は、令和2年4月14日に行っております。

次に、10ページをお開き願います。

ここからは、令和2年度の計算書類をお示ししております。10ページは損益計算書で、最下段のところになります。前年度繰越準備金から今年の損失額11万8,288円を差し引いた令和2年度末の未処分利益剰余金は1,933万3,283円となっております。11ページは貸借対照表で、負債はなく、当期の未処分利益剰余金は1,933万3,283円に12町出資による基本財産1,800万円を加えた資産は3,733万3,283円となっております。12ページはキャッシュ・フロー計算書、13ページは財産目録をお示ししております。14ページ、15ページは、それぞれ附属明細書をお示ししております。16ページは令和2年度の監査報告書でありまして、4月13日に2名の監事に監査を受けております。また、次のページからは、令和3年度の事業計画及び資金計画をお示ししております。

17ページをお開きください。

上段にあります事業計画につきましては、令和2年度に引き続き3年度もござ

いません。資金計画では、受入資金は4万円としております。その内訳ですが、借入金、公有地取得事業収益は受託事業なしのためございません。受取利息は各種預金利息の2万円、雑収益、前期支払準備金はおのおの1万円であります。支払資金は52万円としております。その内訳ですが、一般管理費は公社の運営経費として40万円、雑損失、次期支払準備金は勘定科目としてそれぞれ1万円、予備費10万円としており、差引き48万円の赤字としております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号について、ご説明申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました令和2年度一般会計予算繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をさせていただきますのものであります。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費繰越額は、款、総務費、項、総務管理費の新生児世帯応援給付金給付事業の1,500万円から、款、教育費、項、中学校費の学校教育活動継続支援事業の200万円までの12事業で、合計翌年度繰越額は4億2,944万円でありまして、令和2年度3月補正時の繰越明許費予算のうち、既に令和2年度中に執行済みとなった経費などを差し引いたその残額を繰越ししております。

報告第2号の資料に繰越明許費に係る事業内容と財源内訳をお示ししておりますので、資料をご覧ください。

総務費の総務管理費では、新型コロナウイルス感染症に関する支援策として、令和3年度に生まれた子1人当たり10万円を給付する新生児世帯応援給付金給付事業に1,500万円を繰越ししております。次に、民生費の児童福祉費では、感染症対策の徹底を図りながら保育を実施していく保育環境改善等事業で、保健衛生資材等の購入などの経費290万円の繰越を、衛生費の保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、1億100万円の繰越を、商工費では、プレミアム付商品券事業の1,600万円、2度目の緊急事態宣言の期間延長を受け、宣言中の2月8日から2月28日までの21日間、解除後の3月1日から3月7日までの7日間、県の時短営業の要請に応じて協力された事業者に国・県・町が協調して協力金を支給する新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の町負担分として820万円、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した飲食店等を経営する中小企業者、個人事業主を対象に事業継続を支援する小規模事業者応援事業に1,830万円を繰越ししております。次に、土木費の道路橋梁費では、中島八幡線など3路線の舗装修繕を行う道路維持改修事業に4,100万円、橋梁補修事業の補助事業としまして、地藏橋1橋の工事費、無名橋2橋の測量設計合わせて1,840万円の繰越しとしております。消防費では、防災行政無線の改修及び戸別受信機整備事業として6,000万円を、教育費では、小学校費、中学校費とも、感染症対策の強化に必要な保健衛生資材等の購入、感染症対策にも資する研修などを行う学校教育活動継続支援事業として、それぞれ400万円と200万円、福崎小学校北校舎の施設長寿命化改良事業に1億4,264万円を繰越ししております。

繰越財源としましては、未収入特定財源の国庫支出金は、2款、総務費、6款、商工費の事業に係ります新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が5,200万円、3款、民生費の保育環境改善等事業に係る保健対策総合支援事業補助金が145万円、4款、衛生費のワクチン接種事業に係る新型コロナ

ウイルスワクチン接種対策費国庫負担金7,800万円と新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,300万円、土木費の維持改修に係る社会資本整備総合交付金が2,050万円と橋梁補修に係る道路メンテナンス事業補助金が1,012万円、教育費の学校教育活動継続支援事業に係る学校保健特別対策費補助金が300万円、小学校施設長寿命化改良事業に係る学校施設環境改善交付金が3,264万3,000円で、合計2億2,071万3,000円。県支出金は、6款の商工費のプレミアム付商品券事業に係る商店街お買物券・ポイントシール事業補助金が550万円で、国庫支出金、県支出金合わせまして、2億2,621万3,000円であります。地方債は、土木費の道路維持改修事業で2,050万円、橋梁補修事業（補助）で740万円、消防費の防災行政無線の改修及び戸別受信機整備事業で6,000万円、小学校費の小学校施設長寿命化改良事業で8,920万円の合計1億7,710万円でありまして、総事業費と特定財源との差引き一般財源2,612万7,000円を繰越明許費繰越金として翌年度に繰越ししております。

以上、報告第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

- 日程第 6 報告第 3 号 令和 2 年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 7 報告第 4 号 令和 2 年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について

議 長 日程第6、報告第3号、令和2年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、及び、日程第7、報告第4号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について、両案を一括の議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 報告第3号、令和2年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和2年度下水道事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、建設改良費で、公共下水道に係る建設改良事業6億1,570万7,000円のうち、3億2,950万円です。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、工法の選択や設計変更に時間を要したこと、及び国補正予算による補助金の追加交付決定のためでございます。

なお、繰越予算に係る財源は、国庫補助金1億6,157万8,500円、企業債1億5,320万円、当年度損益勘定留保資金1,472万1,500円を予定しております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第3号資料をご覧ください。

右の表に記載のとおり、雨水幹線工事関連の契約分4件と同工事関連などの未契約分4件を合わせた計8件でございます。

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第4号、令和2年度福崎町工業団地造成事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は、令和2年度工業団地造成事業会計予算の一部を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページをお開きください。繰越計算書です。

繰越額は、款、資本的支出、項、東部工業団地造成事業費で、造成に係る事業5億5,133万円のうち、3億9,694万6,000円でございます。

繰越しに至った理由は、右端、説明欄にも記載しておりますが、造成工事の進捗状況に伴う造成工事費及び県公社事務委託料の残額を繰り越すためです。

なお、繰越予算に係る財源は、企業債を全額充てる予定としております。

繰越事業の箇所及び予定額については、報告第4号資料をご覧ください。

造成工事費及び県公社事務委託料の契約分が2件、未解約の造成工事費、付帯工事費及び確定測量委託料などが2件、合わせて4件でございます。

以上、報告第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

日程第 8 議案第 3 4 号 監査委員の選任について

日程第 9 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について

議 長 日程第8、議案第34号、監査委員の選任について、及び、日程第9、議案第35号、中播公平委員会委員の選任について、両議案を一括議題といたします。両案に対する詳細なる説明を求めます。

副 町 長 議案第34号及び議案第35号について、ご説明申し上げます。

まず、議案第34号、監査委員の選任についてであります。

監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理、その他行政運営に係る事務事業全般について監査をする執行機関であります。監査委員の定数は2名で、任期は4年となっております。

本議案は、福崎町監査委員条例第1条第2号に規定する識見を有する者として選任している現代表監査委員の鳥岡照義氏の任期が、この6月30日をもって満了しますので、さらに同氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意をお願いするものです。

鳥岡氏の住所は、福崎町高岡1829番地1。昭和30年1月15日生まれの66歳でございます。

経歴等につきましては、議案第34号資料をご覧ください。最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりです。また、右側には、監査委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、ページ下側には任期一覧表を添付しておりますので、ご参照ください。

鳥岡氏は、人格が高潔で、経理事務、財務管理にも精通され、識見が高く、監査委員として適任でありますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に議案第35号、中播公平委員会委員の選任についてであります。

中播公平委員会は、昭和53年7月に共同設置されたもので、現在の構成団体は神崎郡3町と5つの一部事務組合となっております。委員は3名で、任期は4年であります。

委員のうち、市川町の松下洋一氏の任期が、この6月30日をもって満了することから、後任委員の選考に当たりまして、本委員会を構成する関係町長、及び一部事務組合管理者が協議する中、新しく市川町の尾花哲也氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

尾花氏の住所は、市川町上田中326番地6。昭和34年9月19日生まれの61歳でございます。

経歴等につきましては、議案第35号資料をご覧ください。

最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりです。また、右側には、中播公平委員としての抱負をお示ししています。参考としまして、ページ下側には任期一覧表をお示ししていますので、ご参照ください。

尾花氏は人格が高潔で人事行政にも精通され、識見が高く、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
以上、議案第34号及び議案第35号の提案説明とさせていただきます。

日程第10 議案第36号 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第10、議案第36号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

健康福祉課長 議案第36号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第36号資料の1ページをご覧ください。

今回の改正は、福崎町の福祉医療費助成事業実施要綱が改正されることに伴い、福崎町福祉医療費助成条例も同様に改正するものです。

改正の内容は、1つ目は福祉医療費の助成対象に訪問看護療養費を追加するものです。現在は、訪問看護療養費については、医療費の助成対象とはなっておらず、個人負担への助成はありませんでしたが、7月診療分から訪問看護療養費を福祉医療制度の助成対象に追加するものです。

2つ目は、未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除のみなし適用の規定を削除するものです。現在、福祉医療制度においては、未婚のひとり親家庭と寡婦（寡夫）等との不均衡を是正するため、未婚のひとり親を寡婦（寡夫）とみなして税額を計算する規定を設けておりますが、地方税法の改正により、未婚のひとり親についてもひとり親控除として、寡婦控除と同じように控除の対象となるため、福祉医療における寡婦（寡夫）控除の規定が必要なくなるため、のみなし適用の規定を削除するものです。

3つ目は、給与所得控除額及び公的年金等控除額の10万円引下げにより、所得判定に影響が生じないようにするための改正です。税制改正により、給与所得控除額及び公的年金等控除額は10万円引き下げられました。このことに伴い、低所得者判定において影響が出ることから、福祉医療における所得判定の給与所得から10万円を控除する旨を追加し、対象者の所得基準が変わらないようにするものです。この改正は、令和3年7月1日から施行します。議案資料2ページから4ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開は10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第11 議案第37号 令和3年度福崎町一般会計補正予算（第2号）について

議 長 日程第11、議案第37号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第37号について、ご説明申し上げます。

令和3年度福崎町一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,630万円を追加し、補正後の予算総額を83億1,970万円とするものであります。

議案の1ページ、2ページの第1表、歳入歳出予算補正の内容につきましては、事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上、議案第37号、令和3年度福崎町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第12 発議第1号 福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について

議 長 次、日程第12、発議第1号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

発議第1号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則についてを事務局に朗読させます。

（事務局朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに本案に対する詳細なる説明を議会運営委員会、前川委員長に求めます。

前川議会 発議第1号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、提案の理由を説明させていただきます。

会議規則は、地方自治法第120条に規定されており、議会運営の公正と効率性を確保するために必要なものであり、議会の自律規定であります。

新旧対照表をご覧ください。

会議規則第2条は、欠席の届出に関する規定であり、第1項の改正は、「議員は事故のため出席できないときは」とある「事故」の部分「公務、傷病等、やむを得ない事由」と例示を示し、議会の環境整備を図るものであります。

第2項の改正は、そのうち出産に係る産前産後の日数を定め、女性が議員として活動するための諸要因に配慮するものであります。

第89条の改正は、現行は請願者の押印を一律に義務づけていますが、請願者の利便性向上を図るため、請願者が自署している場合は押印を不要とし、署名できない場合は記名押印でもよいものとするものであります。附則では、この規則は公布の日から施行するものといたします。

以上、発議第1号提案の理由であります。

議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は終わりました。次の定例会2日目は、6月8日火曜日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 10 時 58 分